

諮問番号：諮問第 61 号

答申番号：答申第 61 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく平成 29 年 7 月 12 日付け保護費返還処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

労災事故であることは、労働基準監督署長が認定するまで確定しないため、資力の発生時点は労災保険金の支給が決定した時と考えるべきであり、東京都ではそのような運用を行っている。処分庁は、資力の発生時点について、障害年金と同様に症状固定時であり、平成 27 年 3 月 17 日であると主張しているが、障害年金は、障害が生じた原因にかかわらず支給され、他方、労災保険金は、労働基準監督署長によって業務災害（通勤災害）と認定されなければ支給されないため、障害年金と同じ取扱いをすべきではない。

本件における資力の発生日は、労災認定され障害補償金等の支給が決定された平成 29 年 3 月 31 日であり、返還の対象となる保護費はそれ以降に支給されたものに限られる。本件処分は、本来返還の対象とならないものを返還の対象としており、違法である。

また、審査請求人は、現在も腰部を原因とする症状が残存しており、労働基準監督署長に対し、再発に関する手続をとる予定である。労働基準監督署長が再発と判断すれば、腰椎に関する医療費は労災保険で負担されることとなり、休業補償が支給される可能性もある。従って、処分庁は、審査請求人に対する生活保護費の返還に関する

処分について、再発に関する労働基準監督署長の判断を待つて行うべきであったので、本件処分はこの点においても不当である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人が平成 29 年 4 月 12 日に障害補償給付等として 1,102,772 円を受給したことから、処分庁が、法第 63 条に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当するとして同条に基づく返還を求めたことが、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿った適正なものであるかという点にあるので、以下判断する。

(1) 障害補償給付等について

労働基準法第 77 条では、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は障害補償を行わなければならないと規定されている。労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治つた」（症状固定）というと解されている。

障害補償給付等は、障害補償給付支給請求書に医師の診断書を添えて所管の労働基準監督署長に提出し、労働基準監督署長が請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級に該当すると判断した場合には、障害補償給付等を支給する旨の処分を行う。

(2) 資力の発生時点について

国は、労働災害に係る障害補償給付について、法第 63 条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点の考え方を示していない。

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1（2）（ウ）では、遡及して受給した年金収入に係る資力の発生時点につい

て、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日でないことに留意することとされている。

また、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「問答集」という。）問 13-6 答（4）では、保護開始前の災害等に対する補償金等を受領した場合の資力の発生時点について、被災時より補償金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となるとされている。

労災保険は法律に基づく保険制度であり、障害補償給付等の給付事由（請求事由）が発生した場合には、労働基準監督署長への請求により確実に受給できるので、給付事由（請求事由）の発生時が障害補償給付等の請求権が客観的に確実性を有する時点であると考えられ、当該時点から資力があつたとみなすことができる。本件の場合、審査請求人に係る資力の発生時点は、支給事由発生日である平成 27 年 3 月 17 日であると認められる。

審査請求人は、労働災害は、労働基準監督署長が認定するまで確定しないので、資力の発生時点は災害の発生時ではなく、労働基準監督署長により労働災害として認定され障害給付金等の支給が決定した時と考えるべきであり、障害基礎年金と同様に考えることはできないと主張している。障害基礎年金の場合、国民年金機構における審査を経て給付決定が行われるので、支給事由の有無について行政機関等の認定を経る必要があるという点で、障害補償給付等は障害基礎年金と同様の請求手続をとっているということができ、資力の発生時点が異なるとする取扱いに合理性は認められない。

また、審査請求人は、東京都では資力の発生時点は、労働基準監督署長により労災の支給決定がなされた日として運用している旨主張しているが、処分庁は法令や国の通知を基に判断しなければならないのであって、東京都の運用に合わせなければ違法又は不当ということにはならない。

（3）返還額について

処分庁は、保護開始日である平成 28 年 7 月 8 日以降、本件処分日前である平成 29 年 7 月 11 日までの間、生活扶助費、住宅扶助費及び医療扶助費の合計で 2,984,473 円を審査請求人に支給している。

処分庁は、返還額決定に当たって必要な経費を控除しているが、控除した経費は課長通知に沿ったものであり、審査請求人が申し出た金額であるので、処分庁の返還内

容に違法又は不当な点は認められない。

(4) その他について

審査請求人は、労働基準監督署長に対し再発に関する手続をとる予定であるとし、労働基準監督署長が再発と判断すれば、腰椎に関する医療費は労災保険で負担されることになり、さらに休業補償が支給される可能性があるため、生活保護費の返還に関する処分について、再発に関する労働基準監督署長の判断を待って行うべきであった旨を主張している。しかし、処分庁にとって、発生した債権は速やかに返還決定を行い、回収すべきものであり、確定時期の不明確な要素の確定を待って、手続を遅延させるのは適切とは言えず、審査請求人の主張を採用することはできない。

(5) そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 30 年 5 月 15 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 8 月 21 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

本件審査請求は、審査請求人が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による障害補償給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）による特別支給金（以下両者をまとめて「障害補償給付等」という。）を受給したことから、既支給分の生活保護費について返還すべきとされている事案であり、返還対象となる期間が問題となっているものである。

国は、労働災害に係る障害補償給付について、法第 63 条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点の考え方を示していないが、問答集では、障害年金や遺産相続における分割協議、第三者の加害行為による損害賠償請求など、様々な事例における資力の発生時点について解説されている。問答集によれば、資力の発生時点は、原

則として、受給権ないし請求権が発生した時点であり、その他様々な事情によっては例外的な取扱いをする場合もありうるとされている。

審査請求人は、労災保険と障害年金は請求手続が異なるため、資力の発生時点を同じとするのは誤りであると主張しているが、本件の場合、資力の発生時点は、前述の原則どおり、請求権の発生日として取扱うべきであり、処分庁が、労働基準監督署長が発出している一時金支給決定通知書に記載の「支給事由発生年月日 平成 27 年 3 月 17 日」を資力の発生時点とし、保護開始日である平成 28 年 7 月 8 日以降に支給した保護費を返還の対象とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

会 長 岡 本 博 志

委 員 倉 員 央 幸

委 員 樋 口 佳 恵